

令和6年度版（2024）あなたのくらしと国保

令和6年12月2日以降の「変更点のお知らせ」

令和6年12月2日から、健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する等、国民健康保険制度が変わります。

変更点

① 保険証、高齢受給者証の発行が終了します。

※12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、最長で令和7（2025）年9月30日まで使用可能です。

② 新規加入した方や保険証等の記載事項に変更があった方等には、マイナ保険証保有の有無にかかわらず保険証と同様に医療機関等で使える「資格確認書」を交付します。

※70歳～74歳の被保険者の方には、一部負担金の負担割合を記載した「資格確認書」を交付します。

この変更により、「あなたのくらしと国保（令和6（2024）年度版）」の内容が、令和6年12月2日から一部変更・追加となりますので、冊子とあわせてこの「変更点のお知らせ」をご確認ください。

- 国民健康保険制度の詳しい内容は、新宿区ホームページから、多言語で読むことができます。
- Details of the National Health Insurance System are provided in multiple languages at the website of Shinjuku City Office.
- 访问新宿区主页，可阅读多语种版国民健康保险制度详细内容。
- 국민건강보험 제도에 대한 자세한 내용은 신주쿠구 홈페이지에서 다언어로 확인하실 수 있습니다。

あなたのくらしと国保 電子版
National Health Insurance Guide
国民健康保険简介
국민건강보험 안내



変更箇所のうち、下線部で示した部分が令和6年12月2日以降の変更となります。

変更箇所①：目次

※「くらしと国保」P.4参照

- ・国民健康保険被保険者証（保険証）・資格確認書..... P.8
- ・高齢受給者証 国民健康保険に加入中の70歳～74歳の方..... P.28

変更箇所②：本人確認書類について

※「くらしと国保」P.4参照

てんいじょう 2点以上	かおじゃしん しょうめいしょ 顔写真のない証明書
	（例）・令和6年12月1日以前に発行された健康保険被保険者証（保険証） ・ <u>資格確認書</u> ※ ・健康保険資格喪失証明書 ・国民健康保険料納入通知書
	・住民票 ・介護保険証 ・国民年金手帳または基礎年金番号通知書 など

※「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」は本人確認書類としては取り扱いません。

へんこうかしよ こくみんけんこうほけんひほけんしゃしやう ほけんしやう しかくかくにんしよ こくほ さんしやう
変更箇所③：国民健康保険被保険者証（保険証）・資格確認書 ※「くらしと国保」P.8参照

ほけんしやう しかくかくにんしよ ひとり まいこうふ ほけんしんりやう う しやうめいしよ
保険証や資格確認書は1人に1枚交付します。みなさんが保険診療を受けるときの証明書です。

- 令和6（2024）年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、最長で令和7（2025）年9月30日まで使用可能です。
- 令和6（2024）年12月2日以降は保険証を交付しなくなり、新規加入した方や保険証等の記載事項に変更があった方等には、マイナ保険証保有の有無にかかわらず保険証と同様に医療機関等で使える資格確認書を交付します。
- 保険証や資格確認書は絶対に他人に貸してはいけません（不正に保険証や資格確認書を使用すると、法律で罰せられます）。
- 新宿区では有効な保険証や資格確認書をお持ちの方には、当面の間、資格情報のお知らせ（資格情報通知書）を交付する予定はありません。マイナ保険証をお持ちの方でマイナ保険証非対応の医療機関等を受診する際には、有効な保険証や資格確認書をご提示ください。
- 70歳～74歳の方が診療を受けるときのご案内については、本チラシ『変更箇所⑩：国民健康保険に加入中の70歳～74歳の方』をご覧ください。

ほけんしやう しかくかくにんしよ りめん
保険証・資格確認書の裏面に
ぞうきていきやうい しひやうじらん もう
臓器提供意思表示欄を設けています。
ぞうきいしよく かん しつもん と あ
臓器移植に関するご質問・お問い合わせは、
こうしや にほんぞうきいしよく
（公社）日本臓器移植ネットワーク
（TEL 0120-78-1069）へ。

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日					
国民健康保	発効期日	年	月	日					
資格確認	資格確認書イメージ								
記号	番号	（枝番）							
氏名	性別								
生年月日	年	月	日	負担割合	割				
適用開始年月日	年	月	日						
交付年月日	年	月	日						
世帯主氏名									
住所									
保険者番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
交付者名	印								

へんこうかしよ こくほ とど で
変更箇所④：国保の届け出

こくほ さんしやう
※「くらしと国保」P.10参照

	こんなとき	てつづ ひつよう しよるい 手続きに必要な書類
はい 入るとき	しんじゆくく てんにゆう 新宿区に転入してきた	てんしゆつしようめいしよ 転出証明書
	しよくば けんこうほけん 職場の健康保険などをやめた	しよくば けんこうほけん しかくそうしつしようめいしよ 職場の健康保険の資格喪失証明書 （扶養家族がいない場合は、退職証明書でも代用可）
	せいかつ ほ ぐう 生活保護を受けなくなった	ほ ごじゆきゆうしようめいしよ 保護受給証明書 （単身世帯の場合は、保護廃止決定通知書でも代用可）
	こ どもが生まれた	こくほ ほけんしよ しかくかくにんしよ 国保の保険証や資格確認書
やめるとき	しんじゆくくがい てんしゆつ 新宿区外へ転出する	こくほ ほけんしよ しかくかくにんしよ 国保の保険証や資格確認書
	しよくば けんこうほけん かにゆう 職場の健康保険などに加入した	（☆）しよくば けんこうほけん ほけんくみあいめい しかくしゆとくび きごう 職場の健康保険の保険組合名、資格取得日、記号・ ばんごう きさい こくほ ほけんしよ しかくかくにんしよ 番号がすべて記載されたもの、国保の保険証や資格確認書
	せいかつ ほ ぐう 生活保護を受けるようになった	ほ ごじゆきゆうしようめいしよ こくほ ほけんしよ しかくかくにんしよ 保護受給証明書、国保の保険証や資格確認書
	こくほ かにゆうしや しぼう 国保の加入者が死亡した	こくほ ほけんしよ しかくかくにんしよ かいしゆう 国保の保険証や資格確認書（回収します）

(☆) 例：資格確認書、社会保険資格取得証明書、※1 資格取得日が記載された資格情報のお知らせ（資格情報通知書）、※2 マイナポータルの「健康保険証」画面のスクリーンショット、職場の健康保険証（令和6年12月1日以前に発行されたもの）

※1、※2 携帯用（カードサイズ）の資格情報のお知らせ（資格情報通知書）やマイナポータルの「医療保険の資格情報」画面には、資格取得日が記載されていない場合があります。

変更箇所⑤：国保をやめる手続きは電子申請・郵送でもできます ※「くらしと国保」P.10参照

- 【申請に必要なもの】
- 届出人の本人確認書類（郵送の場合はコピー） ※4 ページ参照
 - やめる方全員分の国保の保険証や資格確認書の原本（郵送の場合のみ） ←お持ちでない場合は不要です
 - 手続きに必要な書類（郵送の場合は余白に ①国保脱退の意思表示、②住所、③電話番号を記入してください）
 - 職場の健康保険などに加入した場合……上記（☆）の書類（被扶養者分を含む。郵送の場合はコピー）
 - 生活保護を受けるようになった場合……保護受給証明書

変更箇所⑥：●加入の届け出が遅れると…… ※「くらしと国保」P.10参照

保険料は国保に加入した月まで遡って（最大2年間）納めることになります。一方で保険証や資格確認書が交付されていないため、その間に医療機関等で支払う医療費は全額自己負担となります

変更箇所⑦：●保険証や資格確認書を紛失したら…… ※「くらしと国保」P.10参照

届出人の本人確認書類を持って医療保険年金課または各特別出張所の窓口で、再交付の手続きをしてください。

ただし、12月2日以降に保険証を紛失された場合、保険証は再交付せず、資格確認書を交付します。

国保で受けられる給付 ※「くらしと国保」P.26参照

変更箇所⑧：●国保に入っていると ※「くらしと国保」P.26参照

国保に加入していると、医療機関等で受診したときの医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。医療機関等の窓口で保険証、マイナ保険証または資格確認書を提示すれば、一定の自己負担額（一部負担金）で医療を受けることができます。

変更箇所⑨：●国保をやめるときの注意点 ※「くらしと国保」P.26参照

転出したときや、職場の健康保険に加入した等で、新宿区の国保をやめた後でも、マイナ保険証は使えます。加入・脱退手続きをすることで、マイナ保険証に紐づいている情報が正しく更新されます。

ただし、新宿区の国保をやめているにもかかわらず、新宿区の保険証や資格確認書を使って診療を受けた（受けていた）ときは、後日、新宿区へ医療費（国保負担分）を返還していただきます。

変更箇所⑩：国民健康保険に加入中の70歳～74歳の方 ※「くらしと国保」P.28参照

※ P.28の項目名が「高齢受給者証」から「国民健康保険に加入中の70歳～74歳の方」に変更となります。

国保で医療を受ける70歳～74歳の方は、下記の表を参考に医療機関等で書類を提示してください。

対象となる期間	70歳の誕生日の翌月（誕生日が月の初日の場合は誕生月）から75歳の誕生日の前日まで
マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証を医療機関等で提示してください。有効な高齢受給者証と保険証または資格確認書をお持ちの場合は、それらを提示することも可能です。
現在有効な保険証と高齢受給者証をお持ちの方	有効期限までそのままお使いいただけます。高齢受給者証と保険証を医療機関等で提示してください。
資格確認書をお持ちの方	資格確認書を医療機関等で提示してください。

国保の給付制度 ※「くらしと国保」P.30参照

変更箇所⑪：●療養費の支給～いったん全額負担したとき～ ※「くらしと国保」P.30参照

以下の事由でかかった費用は、療養費の対象となります。必要書類に変更はありません。

- 急病など、やむを得ない事情で保険証、マイナ保険証または資格確認書を持たずに保険診療を受けたとき
- 医師の指示により治療用装具を作ったとき
- 柔道整復師にかかったとき
- はり・きゅう、マッサージの施術を受けたとき
- 海外でやむを得ない理由で、保険診療に該当する治療等を受けたとき

変更箇所⑫：㊦限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）※「くらしと国保」P.38参照

70歳以上の方で、所得区分が「一般」・「現役並みⅢ」の場合は、資格確認書の提示のみで医療費が自己負担限度額までとなります。【申請に必要なもの】

- 世帯主または交付を受ける方の保険証または資格確認書
- 窓口に来る方の本人確認書類 ※4ページ参照
- 交付を受ける方の個人番号確認書類 ※4ページ参照
- ※ 代理の方が手続きをされる場合は、追加書類が必要です ※4ページ参照

マイナ保険証の利用登録解除：マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除したい場合

加入先の保険者への申請が必要です。新宿区国民健康保険に加入している方は、医療保険年金課国保資格係にお問い合わせください。なお、申請から登録解除まで2か月ほどかかりますが、お持ちの保険証は引き続き、使用できます。

【お問い合わせ先】新宿区健康部医療保険年金課（本庁舎4階）

変更箇所①～⑦⑩、マイナ保険証の利用登録解除に関すること・・・国保資格係

変更箇所⑧⑨⑪⑫に関すること・・・国保給付係

あなたのくらしと国保 変更点のお知らせの発行に関すること・・・庶務係

電話：03-5273-4146

電話：03-5273-4149

電話：03-5273-3880